第七条第一項の表都道府県の項に次の一号を加える。

十二　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債 ア　補助・直轄事業分 イ　単独事業分	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策債に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額

第七条第一項の表市町村の項第六号中「昭和五十五年度から」を「昭和五十六年度から」に、「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(12)	平成二十三年度補正予算債 ア　公共事業等（平成二十三年度一般会計補正予算（第三号）等に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度市町村八十・〇%分」という。） (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度市町村五十・〇%分」という。） (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

第七条第一項の表市町村の項第七号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(21)	平成二十三年度減収補塡債 ア　平成二十三年度市場公募都市に係るもの イ　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

第七条第一項の表市町村の項第八号中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)から(7)までを同号(2)から(6)までとし、同項第九号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(18)	平成二十三年度財源対策債 ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

第七条第一項の表市町村の項第十号中「各年度の減収を補てん」を「各年度の減収を補塡」に改め、同項第十二号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(11)	平成二十三年度臨時財政対策債 ア　平成二十三年度市場公募都市に係るもの イ　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

第七条第一項の表市町村の項に次の一号を加える。

十三　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債 ア　補助・直轄事業分 (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　単独事業分 (ア)　平成二十三年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策債に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額

第九条第一項の表都道府県の項第一号中「平成十七年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「0.610」を「0.645」に、「$\sum_{n=56}^{7}$」を「$\sum_{n=57}^{7}$」に改め、同項第三号中「〇・六八」を「〇・七一」に、「在学する生徒の数に〇・〇三」を「在学する生徒の数に〇・〇四」に、「一一・一九」を「一一・三四」に、「〇・七〇」を「〇・七四」に改め、同項第四号1中「1.079」を「1.008」に、「0.971」を「1.019」に改め、同項第五号1を次のように改める。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ(1)、算式イ(2)、算式イ(3)、算式イ(4)、算式イ(5)、算式イ(6)、算式イ(7)、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)及び算式エ(3)により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{A}{\alpha \times B \times 11.048}$$

A　測定単位の数値

B　私立保育所入所人員（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）とへき地保育所入所児童数（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）との合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 12\times 0.25}{c}\times\frac{1}{128.524}$$

$$\frac{(a-b)\times 12\times 0.25}{c}$$

に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。